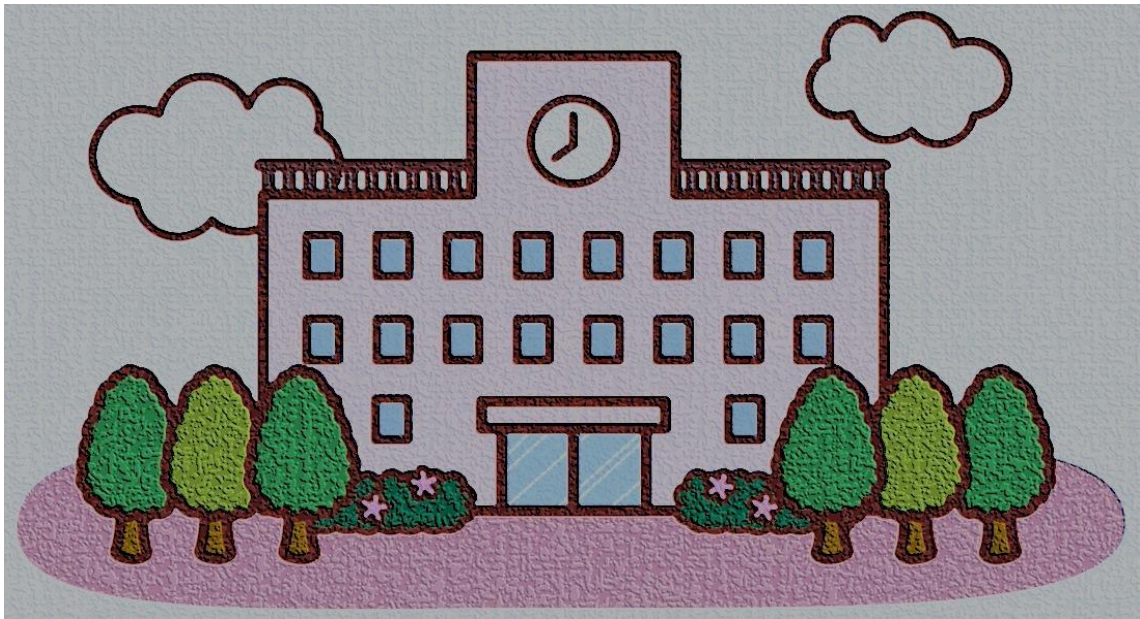


P T A 会 則



令和8年4月1日更新

小平市立小平第六小学校 P T A

東京都小平市小川東町3-1-2 ☎042-341-0356

小平市立小平第六小学校 P T A 会 則

1. 名称と事務所

この会は小平市立小平第六小学校PTAといい、事務所を小平市立小平第六小学校、小平市小川東町3-1-2、の校内におきます。

2. 目的

この会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とします。

3. 方針

この会は、特定の政党・宗教にかたよることや営利目的の行為を行うことなく、更に学校の人事等に干渉しません。

4. 活動

この会は、児童にとってより良い教育環境を作り、保護者と教職員の連絡を密にし、児童の生活を見守り、この会の目的を遂げるために必要な活動を行います。

5. 会員

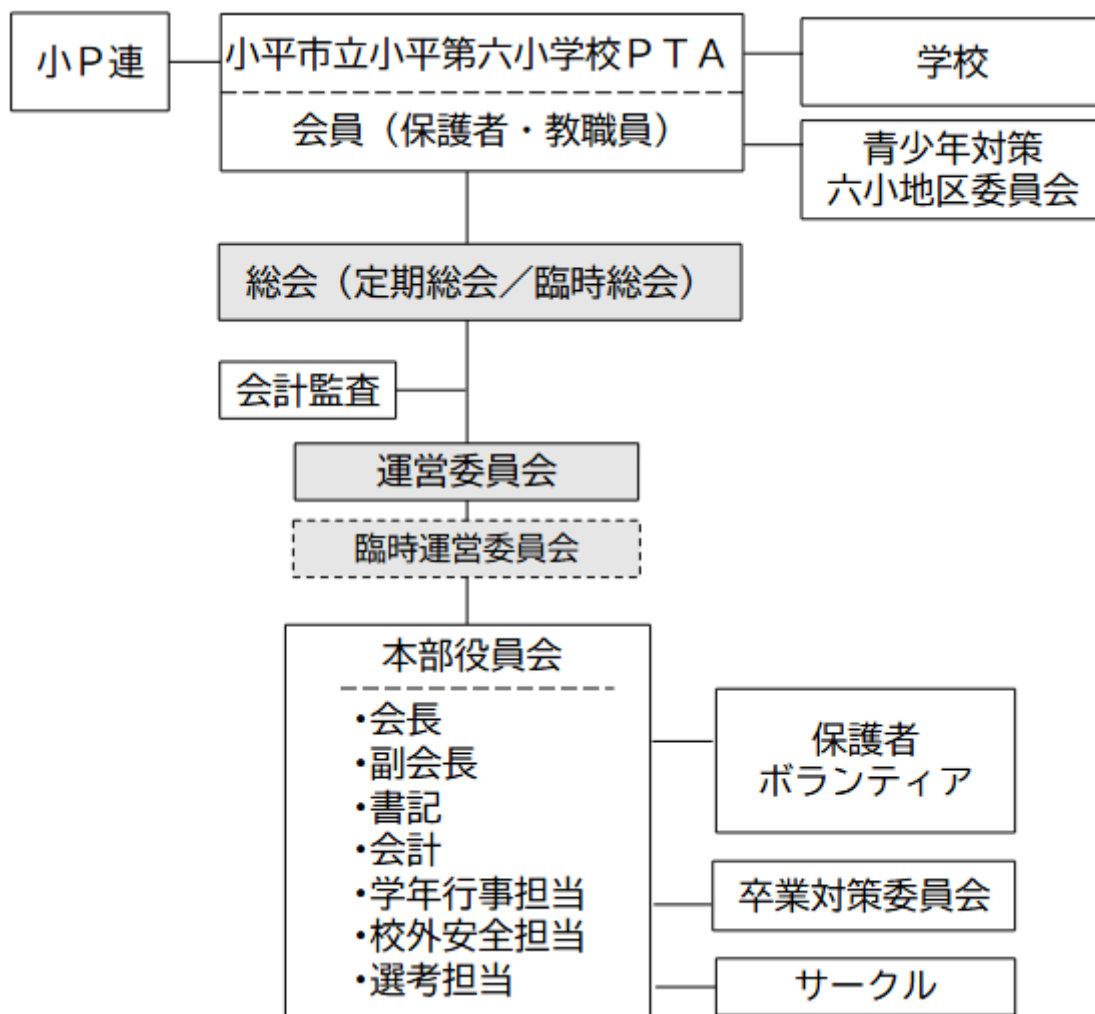
この会は、同学校在籍の児童の保護者と教職員を会員とします。

6. 組織

この会の会員すべてで、次頁の通り組織します。

7. 総会

- (1) 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。会員総数の5分の1以上（委任状を含む）の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とします。
- (2) 総会の議事は議長が適宜運用し、会員の議決権は1家庭1票とします。



- (3) 総会には、定期総会と臨時総会があります。
- a 定期総会は毎事業年度はじめに、会長が召集し次の事を審議します。
- ① 年度計画と年度予算の承認
 - ② 運営委員会の活動報告の承認
 - ③ 前年度決算報告の承認
 - ④ 本部役員・会計監査委員の承認
 - ⑤ その他、必要と認められた案件
- b 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、又は会員の5分の1以上の要求があった時に開くことができます。

8. 運営委員会

- (1) 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、本部役員により構成されます。対面形式の場合は校長・副校長は学校代表として出席します。
- (2) 運営委員会は構成員の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とします。
- (3) 運営委員会の任務は次の通りとします。
- a 議決権は、本部役員に各1票、担当の先生（書記・会計）に各1票とします。
 - b 運営に関する活動の連絡調整について協議します。
 - c 総会に提出する議案に関する事を審議します。
 - d 申請のあった活動と活動費の使用について審議します。
 - e その他重要事項について協議決定します。
 - f 必要がある場合は、臨時運営委員会を設けることができます。

9. 本部役員会

- (1) この会は、
- | | |
|--------|-------------------|
| 会長 | 1名（保護者） |
| 副会長 | 2名（保護者）以上 |
| 書記 | 3名（保護者2名、教職員1名）以上 |
| 会計 | 3名（保護者2名、教職員1名）以上 |
| 学年行事担当 | 1名（保護者）以上 |
| 校外安全担当 | 1名（保護者）以上 |
| 選考担当 | 1名（保護者）以上 |

をもって構成しますが、その年の役員内容（人数・役職）は、運営委員会の審議を経て流動性を認めるものとします。

- (2) 本部役員会の任務は次の通りとします。
- a 会長は、この会を代表して全体の活動をまとめ、総会・運営委員会・本部役員会を召集します。

- b 副会長は会長を助け、会長に任務遂行上支障があった場合には任務を代行します。
- c 書記は、本部役員会が必要とする総会・運営委員会等の記録をとり、会員に知らせます。また、その記録の整理・保管などの庶務処理をします。
- d 会計は、会の会計事務をします。
- e 学年行事担当は、学年ごとに保護者ボランティアを募り、学年行事の企画、準備など活動全般をサポートします。また、卒業対策委員の募集を行います。必要に応じて運営委員会へ活動報告および承認事項の申請を行います。
- f 校外安全担当は、青少年対策六小地区委員会（六小青少対）が行う校外活動に協力します。また、必要に応じて保護者ボランティアを募り、ボランティア参加者との連絡調整、および六小青少対との連携窓口として活動します。
- g 選考担当は、本部役員、会計監査委員の選考に関することを行います。
- h 本部役員は、学校行事に関わる活動（六小オリンピック後片付けなど）や、学校から依頼があった活動について、その都度必要に応じて保護者ボランティアを募ります。ボランティア参加者と連絡調整を行い、当日の活動を支えます。
- i 本部役員は、対外活動（小P連・青少対・小平特別支援学校等）に協力的に参加します。

- (3) 本部役員の任期は、定期総会から次期定期総会までとし、同役職 2 期までの再任は妨げません。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とします。

10. 会計監査

- (1) この会に 4 名の会計監査委員（内 1 名は前年度会計、内 1 名は本部役員会の構成員でない教職員とする）を置き、その任務は次の通りとします。

- a この会の経理を監査し、総会において会計監査の報告をします。
- b 必要に応じて臨時の会計監査を行うことができます。

- (2) 会計監査委員の任期は定期総会から次期定期総会までとし、再任はされません。

11. 臨時運営委員会

運営委員会が必要と認めるときに、そのつと成立させることができます。

12. 活 動

この会の活動計画は、事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、本部役員会、各サークルが立案します。運営委員会の審議を経て行われた活動は、総会で承認を受けます。

13. 予算と経理

- (1) この会の予算は、会費でまかいません。会費は 1 年分を前納とします。

- (2) この会の経理は、予算に基づいて行われ、予算案は、活動計画をもとに本部役員が作成し、総会で承認を受けます。
- (3) 補正予算・予算の転用・予備費の使用については必要の都度、会長が運営委員会に提案し、承認を得て行い、次期総会で必ず報告をしなければなりません。
- (4) この会の経理と決算は、会計監査を経て総会の承認を受けます。
- (5) この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

14. サークル

同好の会員が集まって、運営委員会・総会の承認を得て成立します。責任者を定め、責任者は、運営委員会の必要に応じて報告並びに説明をしなければなりません。

15. 会則の改正

総会において出席者の3分の2以上の同意があれば改正でき、改正案は総会の1週間前までに全会員に知らせなければなりません。

16. 設立年月日

この会の設立年月日は、昭和53年4月1日とします。

- 付 則
- (1) 昭和53年4月1日より施行
 - (2) 平成 6年 一部改正
 - (3) 平成 8年 全面改正
 - (4) 平成12年 一部改正
 - (5) 平成13年 一部改正
 - (6) 平成19年 一部改正
 - (7) 平成24年 一部改正
 - (8) 令和元年 一部改正
 - (9) 令和 2年 一部改正
 - (10) 令和 3年 一部改正
 - (11) 令和 4年 一部改正
 - (12) 令和 7年 一部改正
 - (13) 令和 8年 一部改正

細 則

1. 本部役員及び会計監査委員の選考

- (1) 本部役員及び会計監査委員（欠員の補充を含む）の選出人数は、会長が運営委員会に提案し、運営委員会の審議を経て承認を受けます。
- (2) 選考担当は、定期総会の少なくとも1週間前までに本部役員及び会計監査委員候補者の氏名を全会員に知らせなければなりません。
- (3) 優遇措置として本部役員（会計監査委員を除く）を1期活動すれば、その家庭についてはすべての本部役員を免除されます。但し、本人の希望による再任は妨げません。
- (4) 令和4年度以前に専門委員長を経験された方、及び、令和5年度、令和6年度にボランティア委員を経験された方は、その家庭についてはすべての本部役員の選出を免除されます。但し、本人の希望による再任は妨げません。
- (5) 令和4年度以前に専門委員長でない専門委員を経験された方は、対象の児童の分に限り、学年行事担当、校外安全担当、選考担当の3役の選出を免除されます。但し、本人の希望による再任は妨げません。
- (6) 会計監査委員は本部役員を兼任できません。

2. 本部役員の新補充

会長に欠員が生じた時は、副会長が就任することとします。会長以外の役員に欠員が生じたとしても、残りの本部役員で任務を分担することとし、補充はしません。

3. 弔費等支出基準

- (1) 会員もしくは児童に次の事由が生じた時は、弔慰金・見舞金として給付します。
 - a 児童・児童の保護者・教職員の死亡（弔慰金）
 - b 児童・教職員の疾病・負傷による2週間以上の入院（見舞金）
 - c 給付額は次の通りとします。

弔慰金・・・・・・・・5000 円

見舞金・・・・・・・・3000 円

- (2) 弔慰金・見舞金は各担任が副校長を通じて本部役員（会計）に伝達し、各担任を通じて給付を行います。
- (3) 申請日は、発生日から90日以内とします。

- (4) 弔慰金・見舞金の給付について、特別な事情のある場合は運営委員会の協議によって内容を変更することができます。

4. 保 管

P T A書類全般（含む会計関係帳簿）の保管年限を過去5年間とします。（但し、周年行事企画、改築関係、P T A本部及び各委員会が個別に必要とするものを除く）

5. 細則の改正

運営委員会において、構成員の3分の2以上の同意があれば改正できます。

- | | | | |
|-----|-------|----------|------|
| 付 則 | (1) | 平成8年4月1日 | 全面改正 |
| | (2) | 平成10年 | 一部改正 |
| | (3) | 平成13年 | 一部改正 |
| | (4) | 平成14年 | 一部改正 |
| | (5) | 平成19年 | 一部改正 |
| | (6) | 平成21年 | 一部改正 |
| | (7) | 平成27年 | 一部改正 |
| | (8) | 平成30年 | 一部改正 |
| | (9) | 令和元年 | 一部改正 |
| | (10) | 令和 2年 | 一部改正 |
| | (11) | 令和 3年 | 一部改正 |
| | (12) | 令和 4年 | 一部改正 |
| | (13) | 令和 5年 | 一部改正 |
| | (14) | 令和 6年 | 一部改正 |
| | (15) | 令和 7年 | 一部改正 |